

平成31年3月7日

## 高岡ガス株式会社の託送供給約款の変更を認可しました

本日、中部経済産業局は、平成30年12月13日に高岡ガス株式会社から提出のあった託送供給約款変更認可申請につきまして、ガス事業法第48条第2項の規定に基づき認可しました。

### 経 緯

中部経済産業局は、ガス事業法第48条第2項の規定に基づく託送供給約款変更認可申請を、平成30年12月13日に高岡ガス株式会社から受理しました。（※）

その後、電力・ガス取引監視等委員会における中立的・客観的かつ専門性の高い厳正な審査を踏まえ認可を行いました。

（※）参考：平成30年12月13日付けニュースリリース・申請受理プレスをリンク  
[http://www.chubu.meti.go.jp/e52gas/ryokin/20181213\\_takuso\\_yakan/20181213\\_press.html](http://www.chubu.meti.go.jp/e52gas/ryokin/20181213_takuso_yakan/20181213_press.html)

（お問い合わせ先）

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局電力・ガス事業課長 藤木  
担当：柳澤  
電話：076-432-5589（直通）